別記第４号様式

経営管理に関する情報

１　事業の実施体制

（１）職員数　　名(社長等経営職員含む)

　　　(内訳)　事務職員　　名　林業技術者　　名

※事務、技術を兼務するときは主たる業務の方に記載する。

（２）職員の資格

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フォレストワーカー | フォレストリーダー | フォレストマネジャー | 森林施業プランナー | 森林経営プランナー | 森林作業道作設オペレーター | 技術士 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 技能士 | 林業技士 | 森林総合監理士 | 地域森林監理士 | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　 ） |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（３）保有機械(保有している機械はすべて記載する)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| グラップル | プロセッサ | ハーベスタ | スイングヤーダ | タワーヤーダ | スキッダ | フォワーダ |  |
| 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |  |

　　　※保有機械には、１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まないものとします。

（４）作業種毎の実施方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業種 | 実施方法 | 直近の実績 | 施業協定の有無 | 備考 |
| 主伐 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |
| 搬出間伐 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |
| 保育間伐 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |
| 保育作業（下刈等） | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |
| 植栽 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |
| 作業道開設 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ｍ（　　年） | 有・無 |  |
| その他 | ・自社・協力会社（　　　　　　　　　　　）・実施しない | △ha（　　年） | 有・無 |  |

別記第５号様式

経理状況の概要

１ 貸借対照表の要旨

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直近の前々事業年度 | 直近の前の事業年度 | 直近の事業年度 |
| 資産 | 流動資産 |  |  |  |
| 固定資産 |  |  |  |
| 繰延資産 |  |  |  |
| 資産合計 |  |  |  |
| 負債 | 流動負債 |  |  |  |
| 固定負債 |  |  |  |
| 負債合計 |  |  |  |
| 純資産 | 資本金 |  |  |  |
| 資本剰余金 |  |  |  |
| 　資本準備金 |  |  |  |
| 　その他資本剰余金 |  |  |  |
| 利益剰余金 |  |  |  |
| 　利益準備金 |  |  |  |
| 　その他利益剰余金 |  |  |  |
| 自己株式 |  |  |  |
| 評価・換算差額等 |  |  |  |
| 純資産合計 |  |  |  |
| 負債及び純資産合計 |  |  |  |

２ 損益計算書の要旨

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直近の前々事業年度 | 直近の前の事業年度 | 直近の事業年度 |
| 売上高 |  |  |  |
| 売上原価 |  |  |  |
| 売上総利益 |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |
| 営業外利益 |  |  |  |
| 営業外費用 |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |
| 特別利益 |  |  |  |
| 特別損失 |  |  |  |
| 税引前当期利益 |  |  |  |
| 法人税等充当額 |  |  |  |
| 税引後当期利益 |  |  |  |

* 直近３年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、上述１～２について省略することができます。

３ 自己資本比率及び経常利益金額等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直近の前々事業年度 | 直近の前の事業年度 | 直近の事業年度 |
| 自己資本比率（％） |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 経常利益金額等 |  |  |  |

４　経営管理実施権を受ける森林経営管理における経理方法について具体的に記述してください。

|  |
| --- |
|  |

５ その他（経理状況で特筆すべきことがあれば記述してください）

|  |
| --- |
|  |

【提出書類一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名称 | 個人 | 法人 |
| 申請書（別記第１号様式） | ○ | ○ |
| 経営管理に関する情報（別記第４号様式） | ○ | ○ |
| 登記事項証明書の写し | － | 〇 |
| 住民票の写し | ○ | － |
| 納税証明書の写し（市町村税、県税、国税） | 〇 | 〇 |
| 効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類 |  |  |
| 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し | ○ | ○ |
| 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営者との協定書等の写し | ○ | ○ |
| 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類（完了した過去３年間の事業実績の中から各年度毎に代表的なもの１件） | ○ | ○ |
| 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し | ○ | ○ |
| 労働者を雇用している場合は、雇用通知書等の写し | 〇 | 〇 |
| 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類 | ○ | ○ |
| 就業規則等を制定している場合は、その規則の写し | 〇 | 〇 |
| 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類 | ○ | ○ |
| 経理的な基礎に係る添付書類 |  |  |
| 経理状況の概要（別記第５号様式） | △１ | △１ |
| 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分） | － | ○ |
| 青色申告決算書等の写し（直近3年分） | ○ | － |
| 中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類 | △２ | △２ |

※　○印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

※　△１印の書類は、貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は、１～３の記載を省略できます。

※　△２印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付してください。

ただし、当該林業経営者が、

①　「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け林野庁長官通知）に基づいて「意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体」として選定された林業経営者である場合には、当該選定に当たって提出した情報

②　林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第１項の認定を受けた事業主である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報

③　「林業経営者に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営者名簿に登録された林業経営者である場合には、当該登録の情報

と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができます。

別記第６号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　 　 市町村長

　和歌山森林管理署長　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事

　　　和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定に係る意見聴取について

　このことについて、本年度の申請者のうち、登録基準に適合すると判断する林業経営者を下記のとおり取りまとめたので、選定にあたり和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第９の規定により、貴職の意見を聴取したく、協議します。

記

別紙、和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定・登録簿のとおり

別記第７号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　市町村推薦書

第　　　号

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長

　森林経営管理法第３６条の林業経営者として、以下のものを推薦します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 商号又は名称 |  |
| 事業者の所在地 |  |
| 推薦の理由 |  |
| その他 |  |

※複数の事業体を推薦する場合は、事業体ごとに推薦状を作成してください。

別記第８号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　選定通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録については、下記のとおり選定したので通知します。

記

１　登録番号

２　活動区域

３　登録期間

別記第９号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　選定・登録簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 | 商号又は名称 | 代表者名 | 主たる事務所 | 選定日 | 登録期間 | 希望地域 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

別記第１０号様式

　和歌山県意欲と能力のある林業経営者　選定・登録リスト

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 林業経営者名 | 所在地 | 希望区域 | 登録期間 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

別記第１１号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　非選定通知書

森　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録については、下記理由により、非選定と決定したので通知します。

記

１．非選定の理由

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、　　この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提　　出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算　　して６カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事とな　　ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、　　処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ　　月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が通過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する　　裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審　　査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した　　後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

別記第１２号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　市町村長

　和歌山森林管理署長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事

　　　和歌山県意欲と能力のある林業経営者の選定について

　このことについて、和歌山県意欲と能力のある林業経営者を下記のとおり選定したので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１２第２項の規定により、通知します。

記

別紙、和歌山県意欲と能力のある林業経営者選定・登録簿のとおり

別記第１３号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　変更申請書

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

名　称

代表者

　　　年　　月　　日付けで選定・登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

１．登録番号

２．変更内容

３．変更理由

４．添付書類　　　別紙のとおり

　　※添付書類については、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第８第２項に掲げる

　　　登録申請書に変更内容関連箇所を修正し、修正箇所に関連する同要領第８第３項に掲げる添付関

　　　係書類を揃えて申請すること。

別記第１４号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　市町村長

　和歌山森林管理署長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事

　　　和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録の変更に係る意見聴取について

　このことについて、下記登録林業経営者から、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１５の規定による登録の変更申請が提出され、変更内容が、同要領第４第４項に基づく活動区域の変更であるため、同要領第１５第４項の規定により、貴職の意見を聴取したく、協議します。

記

１．登録番号

２．商号又は名称

３．変更区域

別記第１５号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録変更承認通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　　印

　　　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者については、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　登録番号

２　活動区域

３　登録期間

別記第１６号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録変更申請に係る不承認通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった和歌山県意欲と能力のある林業経営者については、審査の結果、登録基準に適合しないものと判断しますので、不承認とします。

　ついては、現況が本変更申請内容となっている場合は、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録の取り消しを行う必要があるため、精査します。

記

１　登録番号

２　活動区域

３　登録期間

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、　　この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提　　出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算　　して６カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事とな　　ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、　　処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ　　月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が通過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する　　裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審　　査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した　　後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

別記第１７号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　市町村長

　和歌山森林管理署長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事

　　　和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録変更について

　このことについて、下記のとおり、和歌山県意欲と能力のある林業経営者の登録変更を行ったので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１５第５項の規定により、通知します。

記

　１　登録番号

　２　商号又は名称

　３　代表者氏名

　４　変更内容

別記第１８号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　変更届出書

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

名　称

代表者

　　　年　　月　　日付けで選定・登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

１．登録番号

２．主たる事業者の所在地

３．商号又は名称

４．代表者氏名

５．変更内容

別記第１９号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　事業実施状況報告書（　　　年度）

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

名称

代表者

１　〇○年度の実績を報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 指標 | 内訳 | 事業実績（全体） | うち数 | 目標年度（　　）の事業量 | 達成率 |
| 再委託分 | 譲与税分 |
|  |  | 材積(㎥) | 直営 |  |  |  |  |  |
|  | 主 | 請負 |  |  |  |  |  |
|  | 伐 | 合計 |  |  |  |  |  |
|  |  | 生産性(㎥/人日) | 直営 |  |  |  |  |  |
| 生産 |  | 材積(㎥) | 直営 |  |  |  |  |  |
|  | 間 | 請負 |  |  |  |  |  |
|  | 伐 | 合計 |  |  |  |  |  |
|  |  | 生産性(㎥/人日) | 直営 |  |  |  |  |  |
|  | 主伐 + 間伐　材積(㎥) |  |  |  |  |  |
|  | 主伐 + 間伐　生産性(㎥/人日) |  | ｐ |  |  |  |
| 事業実績の取り組み状況・今後の対策 |  |
|  |

注１　事業実績（全体）に記載する施業実績は、林業経営者が実施した全ての森林施業の実績を記載します。

注２　譲与税分に記載する施業実績は、市町村発注による森林施業の実績を記載願います。

注３　事業実績の取り組み状況・今後の対策については、令和７年度以降に登録（更新含む）となる林業経営者を対象とし、目標年度までの達成率が単年度で50％未満となった場合又は目標年度において70％未満となった場合に記入します。

２　生産管理又は流通合理化に関する取組実績

３　造林・保育の省力化・低コスト化に関する取組実績

４　主伐後の再造林の確保に関する取組実績

５　生産や造林・保育の実施体制の確保に関する取組実績

６　伐採・造林に関する行動規範策定等に関する取組実績

７　雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組実績

８　担い手の確保と中長期雇用計画の策定等に関する取組実績

９　コンプライアンスの確保に関する取組実績

１０　常勤役員の設置に関する取組実績（※常勤役員を設置していない場合に記入）

１１　経営改善に関する取組実績

別記第２０号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　登録取消申請書

　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

名　称

代表者

　意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消したいので、和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１８第１項（２）の規定により申請します。

記

１．登録番号

２．主たる事業者の所在地

３．商号又は名称

４．代表者氏名

５．取消申請の理由

別記第２１号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　取消通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　印

　　　年　　月　　日付けで和歌山県意欲と能力のある林業経営者に選定していた貴殿の登録を、下記理由により取り消したので通知します。

記

１　登録番号

２　活動区域

３　取消理由

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、　　この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提　　出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算　　して６カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事とな　　ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、　　処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ　　月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が通過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する　　裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審　　査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した　　後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

別記第２２号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　登録の効力停止通知書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　　印

　　　年　　月　　日付けで和歌山県意欲と能力のある林業経営者に選定している貴殿の登録の効力を、下記理由により停止したので通知します。

記

１　登録番号

２　活動区域

３　停止理由

４　停止期間

（教示）

１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、　　この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提　　出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算　　して６カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事とな　　ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、　　処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ　　月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が通過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する　　裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの

　訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審　　査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した　　後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

別記第２３号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　登録の取り消し及び効力停止にかかる事案報告書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

名　称

代表者

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１８第１項及び第１９第１項に該当する事案が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事案発生年月日 |  |
| 事　案　の　概　要 |  |
| 備　　　考 |  |

別記第２４号様式

和歌山県意欲と能力のある林業経営者　登録の取り消し及び効力停止にかかる事案報告書

第　　　号

　　年　　月　　日

　　農林水産部長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　振興局長

和歌山県意欲と能力のある林業経営者登録・公表要領第１８第１項及び第１９第１項に該当する事案を知ったので、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 林業経営者の氏名法人にあっては、名称及び代表者の職氏名 |  |
| 林業経営者の住所法人にあっては、主たる事務所の所在地 |  |
| 事案発生年月日 |  |
| 事　案　の　概　要 |  |
| 備　　　考 |  |